

令和6年度 男鹿みなと市民病院 会計年度任用職員募集案内

男鹿みなと市民病院では、次のとおり令和6年4月1日以降に任用する会計年度任用職員の募集を行います。任用は応募者の中から選考試験によって決定します。

◆募集職種

別紙「男鹿みなと市民病院会計年度任用職員募集一覧」のとおりとなります。

◆受験資格

- 申込に際し年齢制限はありません。また、障がいのある方の応募も可能です。
- 地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・男鹿市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

その他、職種ごとの必要資格等は、別紙『男鹿みなと市民病院会計年度任用職員募集一覧』をご確認ください。

◆申込み方法

○ 提出書類

『男鹿みなと市民病院会計年度任用職員任用申込書』

※申込書はハローワークに設置しております。また、当院ホームページからもダウンロードできます。

※複数の職種の併願はできません。

○ 提出方法

持参・もしくは郵送により提出してください。

○ 提出先(問い合わせ)

〒010-0511 男鹿市船川港船川字海岸通り1号8番地6

男鹿みなと市民病院事務局総務医事班

TEL 0185-23-2221

※提出書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

◆選考試験

実施時期：随時(決定次第、申込者にお知らせします。)

試験方法：面接試験(詳細は募集一覧でご確認ください。)

実施場所：男鹿みなと市民病院 2階講義室

◆勤務条件等（共通事項）

注意：採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

任 期	令和6年4月1日以降(随時)～令和7年3月31日 ※ 勤務成績が良好な場合、再度の任用(更新)を2回まで行うことがあります。	
給与の種類	<p>○共通</p> <p>・給料及び基本報酬 一般職職員に適用される給料表を用い、職務内容や職務経験等を踏まえて決定します。</p> <p>・通勤手当及び通勤手当相当の費用弁償 一般職の例によります。</p> <p>・期末手当 給料(基本報酬) × 支給割合 × 在職期間割合 支給対象は、任期が6ヶ月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上の職員 支給割合は、6月期、12月期ともに1.20月 ※在職期間割合は、令和6年6月の支給分にあつては、4月1日の任用となるので、最大でも30/100となる。</p> <p>・勤勉手当 給料(基本報酬) × 期間率 × 成績率 支給対象は、任期が6ヶ月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上の職員 標準的な成績率は6月期、12月期ともに1.025</p>	
	任用形態ごとの給与等の名称	
	フルタイム	パートタイム
	<p>・給料</p> <p>・通勤手当</p> <p>・期末手当、勤勉手当</p> <p>・時間外勤務手当、休日勤務手当等</p> <p>・退職手当</p>	<p>・基本報酬(給料相当)</p> <p>・通勤手当相当の費用弁償</p> <p>・期末手当、勤勉手当</p> <p>・時間外勤務手当、休日勤務手当相当の報酬等</p>
休暇・休業等	<p>・年次有給休暇 任用期間、勤務日数等に応じて1年間に最大20日を付与 ※市の職員(嘱託職員、臨時的任用職員を含む)として勤務していた方が継続して会計年度任用職員として任用された場合は、年次有給休暇が引き継がれます。</p> <p>・その他、国の非常勤職員に措置されている制度に準じ有給または無給の休暇制度あり</p>	
社会保険	法令等の規定に基づき、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります(勤務時間によっては該当なし)。	
公務災害	地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険のいずれか(任用形態で異なります)が適用されます。	
服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。(サービスの宣誓、法令及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)	
その他	<p>・給与支給日：毎月21日</p> <p>・健康診断あり</p>	